

新	旧
<p>第1条～第2条（3）（略）</p> <p>（4）「耐震診断」とは、法第7条第1項に規定する耐震診断をいう。</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成31年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成31年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条2～第17条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成28年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条（3）（略）</p> <p>（4）「耐震診断」とは、法第7条第1項及び法附則第3条第1項に規定する耐震診断をいう。</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成28年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成28年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条2～第17条（略）</p>

別表第 1  
耐震診断費補助事業  
補助金の額  
補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額とする。  
ただし、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）にあつては補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

耐震改修費補助事業  
補助対象限度額  
①耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×50,300円  
②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の 1.25 倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×82,300円  
③免震工法等特殊な工法による建替工事にあつては、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×32,000円を限度として①に加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。）

第 1 号様式

別表第 1  
耐震診断費補助事業  
補助金の額  
補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額とする。  
ただし要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）にあつては補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

耐震改修費補助事業  
補助対象限度額  
①耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×48,700円  
②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の 1.25 倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×82,300円  
③免震工法等特殊な工法による建替工事にあつては、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×33,600円を限度として①に加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。）

添付書類

(追加)

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点）は（１）～（１０）、その他は（１）～（３）及び（１０）

（１）事業計画書（別紙1）

（２）交付申請額内訳書（別紙2）

（３）収支予算書（別紙3）

（４）改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)

又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し

（５）見積書の写し

（６）建物配置図及び補助対象建物の各階平面図

（７）補助対象建物の建築年月日を確認することができる書類

（８）補助対象建物の所有権を確認することができる書類

（９）付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)

（１０）（１）から（９）までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

別紙2

(追加)

要安全確認計画記載建築物（県指定緊急輸送道路等沿道）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）につ

（１）事業計画書（別紙1）

（２）交付申請額内訳書（別紙2）

（３）収支予算書（別紙3）

（４）改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)

又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し

（５）見積書の写し

（６）建物配置図及び補助対象建物の各階平面図

（７）補助対象建物の建築年月日が確認することができる書類

（８）補助対象建物の所有権が確認することができる書類

（９）付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)

（１０）（１）から（９）までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

別紙2

いては、面積、補助基準額、限度額、実事業費の記入は不用とする。

第2号様式 添付書類

別紙2

(追加)

要安全確認計画記載建築物（県指定緊急輸送道路等沿道）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）については、面積、補助基準額、限度額、実事業費の記入は不用とする。

第5号様式

添付書類

(追加)

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点）は（1）、（2）及び（10）、その他は（1）～（10）

（1）精算内訳書（別紙1）

（2）収支決算書（別紙2）

（3）改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（別紙4）

又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが事実であることを証する書面の写し

（4）契約書の写し

（5）建物配置図及び補助対象建物の各階平面図

第2号様式 添付書類

別紙2

第5号様式

添付書類

（1）精算内訳書（別紙1）

（2）収支決算書（別紙2）

（3）（1）、（2）までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

- |   |  |
|---|--|
| <p><u>( 6 ) 補助対象建物の建築年月日を確認することができる書類</u></p> <p><u>( 7 ) 補助対象建物の所有権を確認することができる書類</u></p> <p><u>( 8 ) 付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)</u></p> <p><u>( 9 ) 耐震診断の結果が分かる書類</u></p> <p><u>( 10 ) ( 1 )から( 9 )までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類</u></p> |  |
|---|--|